

23) 小幡英之助の受験願書と試験成績について

—内閣文庫蔵『東京府史料・政治部衛生明治八年』より—

On the First Licensed Dentist of Japan, Ei-no-suke Obata's Examination Result in 1875

医の博物館 ○樋口輝雄, 中原 泉

Teruo Higuchi and Sen Nakahara, *Museum of Medicine and Dentistry*

わが国では明治8年(1875)から医制に基づく医術開業試験を実施し、16年まで内外科(一般医科)とともに暫定的に各専門科での受験も認めた。当初、医制に記載された専門科名は内科、外科、産科、眼科、整骨科、そして「口中科」であった。小幡英之助はそれまでの口中科や口歯科という名称を嫌い、「歯科」で出願し、歯科医では第一号の開業免状を明治8年10月2日付で下付されたと史書は誌す。明治42年に没した小幡は「洋方歯科医術の開祖」と冠せられているが、8年10月12日から6日間、東京日々新聞に出稿した開業広告では自ら「口中療治」と謳っている。

本年2005年は明治8年から数えて130年、また旧歯科医師法が公布・施行されて100年目にあたる。先達の事跡についても、多方面からの検証が必要だろう。現在の歯科歴史書の基本文献となっている『歯科医事衛生史前巻』が刊行されたのは昭和15年(1940)で、小幡が受験した明治8年からすでに65年を経ていた。同書の「……率先してその春、東京医学校に歯科医師試験を出願したのである。先例が無いために時の校長長与専斎は諸教授と諮りて赤星研造を試験主任とし、本邦開闢以来初めての歯科専門の試験が行はれ……、これに対し小幡の答弁流るゝが如くして試験官をして感動せしめたといふ程である。」との記述は、以後定説となった。受験時の経緯について『デンタル・ビー』第1号(明治45年)「歯科界今昔/小幡英之助略伝」では「……諸種の問題に対し極めて明晰なる解答を為せり」と誌すが、『歯科沿革史調査資料』(昭和元年)では、「……答弁ながるゝ如くにして試験官を感動せしめたり」と講談調となり、これらの挿話の数々が、山田平太氏・今田見信氏編述による『歯科医事衛生史前巻』や各種「先人伝説」の基となったと思われる。

昭和40年に出版された『東京市史稿/市街篇』第57巻の明治8年10月2日の条では、小幡英之助の試験出願から免状下付までの一件書類が掲載

されているが、その文言(要旨)は以下の如くである。明治8年9月24日付で「新たに医術開業者試業の義、御省衛生局へも協議の上、文部省医学校へ依頼に及び候ところ、別紙の通り試業あい済み候趣申し越し候、……免状御下付これ有るべくや、御指揮これ有りたく候なり」との上申書が東京府知事より内務卿大久保利通宛に出された。それを受け、10月2日付で小幡英之助の歯科医術開業を許可し免状を下付するので、本人への渡し方を取り計らうようにと指示があった。

上申書にある「別紙」は東京医学校(当時)からの9月23日付報告書で、「過般御依頼あい成り候歯医小幡英之助学術試験候ところ、品位五等に分ち候えば、中の上〔(割注)すなわち三等〕ぐらいに応じ候出来ばえにこれ有り候」と記されていることから、成績は後世伝えられる「……答弁流るゝ如く」とは言い難く、現代のABC評価ではマルAではなく、B程度だったのだろう。

また、小幡の6月22日付出願書類と修学履歴書、教師保証書の訳文写しも翻刻されているが、「口科医術卒業証書訳文写」には「この証書は小幡君1872年12月より1875年4月まで余に随って修業せること、又この人の能く口科医術を施すに適することとを保証するものなり/W. St. Elliott, MD, DDS/1875年横浜に於て」とあり、「歯科」ではなく「口科」の訳語を使用している。

これら諸記述の典拠は、国立公文書館内閣文庫所蔵の『東京府史料』(未刊史料)で、「医術開業者へ免状ヲ下付ス」の題目で同史料の第29冊目に編綴され、史料には「政治部衛生(修史館稿本、猪野中行編、明治八年)」との表題が付されている。『東京府史料』は府県史編纂を目的に一連の原書類を修史館担当官が書写し、同館野紙に貼付して簿冊としたものだが、稿本に纏められたのは修史館が廃される明治19年1月以前であり、資料的価値は極めて高いと言えよう。